



令和4年4月26日

## 児童養護施設退所者等支援事業 (せたがや若者フェアスタート事業) について

児童養護施設や里親の元を巣立った若者の社会的自立を支援する、「せたがや若者フェアスタート事業」※の「給付型奨学金」について、令和4年4月から拡充します。

※「せたがや若者フェアスタート事業」は、「給付型奨学金」「住宅支援」「居場所・地域交流支援」からなる、退所者等の社会的自立を支援する事業。

### 1 児童養護施設退所者等奨学基金への寄附について

給付型奨学金を社会全体で支える仕組みとするために、給付型奨学金は、「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」への寄附を原資に運用しており、平成28年度の事業開始以来令和4年3月末までに、累計で2億1000万円を超える寄附が寄せられている。この基金を利用して、これまで30名（令和3年度末現在。大学24名、専門学校6名）の児童養護施設や里親の元を巣立った若者が大学等へ進学した。

### 2 奨学金事業拡充の取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、令和2年度に給付型奨学金の臨時的な見直しを行ったが、奨学金受給者の多くは、依然として生活にかかる経済的不安を抱えながらアルバイトを前提として就学している。安定した学業継続のための支援、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした授業のオンライン化への対応、大学等中退者の学び直しや就労に向けたスキルアップなど、多様なキャリア形成に対する支援が必要とされていることから、令和4年度より以下の拡充を行う。

- ・授業料等に対する給付上限額引き上げ（上限50万円。上限を超える場合は審査会で別途判断）
- ・対象年齢の引き上げ（大学等に進学する前年度の3月末時点で30歳未満）
- ・過去に当奨学金の給付を受け、大学等を卒業（中退含む）したことがある場合も対象とする。
- ・教材費にパソコン購入経費を追加（上限あり）
- ・学業と生活の両立を支援するための就学継続支援費（月額3万円）を新たに設置

### 3 フェアスタート事業のさらなる拡充に向けた検討

社会情勢の急激な変化により、退所者等の自立がさらに困難さを増す中、給付型奨学基金に寄せられた寄附を最大限に活用し、寄附者の厚志が着実に退所者等の社会的自立に活かされるよう、せたがや若者フェアスタート事業全体のさらなる拡充に向けた検討会を立ち上げた。退所者等が安定した社会生活を送るためには、経済的支援だけでなく、継続的できめ細やかなサポートが必要とされていることから、新たな相談支援事業の実施のほか、住宅支援や居場所支援のあり方についても、当事者や施設関係者の意見も反映しながら検討していく。

◎問合せ 児童相談支援課

電話03-6304-7745